

<契約継続にともなう道産品プレゼント企画 実施規約>

1. 適用条件

- 北海道電力株式会社（以下「当社」といいます）が実施する「契約継続にともなう道産品プレゼント企画」（以下「当施策」といいます）は、当施策の規約（以下「本規約」といいます）を十分に理解し、同意していることを前提といたします。
- 当施策は、当社が販売する「北海道ベーシックプラン B」および「北海道ベーシックプラン C」のいずれかを 12 ヶ月以上契約いただいているお客さま（以下「対象者」といいます）を対象といたします。

2. 当施策の実施概要

- 景品は、請求書発送先住所へ発送します。また、発送先は、日本国内に限らせていただきます。
- 景品の内容は、予告なく変更することがあり、変更により対象者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責を負いません。
- 景品の発送にあたり、当社はその事務を委託することがあります。その場合、対象者の個人情報は景品の発送にのみ利用し、業務終了後は適切に廃棄いたします。
- 景品の発送は、原則として、毎年、対象者の契約開始日から 14 カ月目となる月の下旬に発送します。
（例）2022 年 4 月 3 日から契約開始の場合、2023 年以降、毎年 5 月下旬に送付。

3. 景品の発送

- 景品受領の権利および景品を第三者へ譲渡・換金・転売することはできません。また、フリーマーケット、オークション等（電磁的方法によるものも含む）への出品もご遠慮ください。
- 当施策の景品の発送において、対象者が正確なデータを入力していないこと、または対象者から提供された情報が不十分であったことによって景品が届かない場合、あるいは対象者の転居や長期の不在などの事由によって当社または配送事業者所定の期間内に対象者が景品を受領できない場合は、景品受領の権利が失効・削除されることがあります。

4. 景品の送付終了

- 対象者が、当社との電気需給契約または適用条件に定める料金プランを解約した場合、景品受領の権利を喪失します。また、再度、適用条件に定める料金プランに加入された場合、新たに加入された契約日をもとに、契約期間を算定します。

5. 景品受領の制限

- 対象者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は直ちに景品受領の権利の削除等の措置をとることができるものとし、当社に損害が生じた場合は、当社は当該対象者に対して損害賠償を請求できるものとします。
 - ・第三者の個人情報等を不正に使用した場合
 - ・当施策を利用した営業行為、営利目的行為またはその準備を目的とした行為を行った場合
 - ・公序良俗に反する行為、法令・条例に違反する行為、犯罪的行為に結びつく行為を行った場合
 - ・日本国外にお住まいの方または日本国内にお住まいの方であっても日本国内で景品の受取りができない場合
 - ・その他、当社または第三者に不利益または損害を与える行為を行うなど、不適切であると当社が判断した場合
 - ・その他、本規約に違反した場合

6. 当施策の実施の変更・中断・中止・終了

- 当社は、当社が必要と判断した場合には、本規約を変更できるほか、当施策の実施の一部または全てを事前に通知することなく変更・中断・中止・終了することができるものとします。なお、変更・中断・中止・終了により対象者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当施策および本規約の変更・中断・中止・終了の効力は、当社が当社ホームページ上に当該事実を掲載した時点または変更後の規約を掲示した時点で全ての対象者に生じるものとします。
- 当施策に関して、対象者は当社の運営方法に従い、一切異議を申し立てないものとします。

7. 免責

- 当施策実施における各種情報は、細心の注意を払って掲載していますが、当社は、提供する情報、プログラム、各種サービス、その他当施策に関するすべての事項について、その完全性、正確性、安全性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。
- 対象者または対象者に起因して第三者が被った以下の事例により発生した損害については、当社は責任を負いません。
 - ・ソフトウェア・ハードウェア上の事故、火災、停電、通信環境の悪化、地震、事変等の不可抗力などにより、当施策の応募に際して、事故が発生した場合
 - ・当施策におけるシステムの保守を定期的あるいは緊急に行う場合
 - ・第三者による当施策のサービスの妨害、情報改変などによりサービスが中断もしくは遅延し、何らかの欠陥が生じた場合
 - ・その他、当社が善良な注意を払ったにもかかわらず、予期せぬ事故が発生した場合

8. 準拠法・管轄裁判所

- 本規約は日本法を準拠法とし、本規約に定めがない事項については日本法に従い解釈されるもの
とします。
- 当施策実施に関して疑義が生じた場合、最終解釈権は当社に帰属します。
- 当施策に関連する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とさ
せていただきます。

以上